

第 33 期東京都青少年問題協議会  
第 1 回総会

令和 5 年 1 月 23 日（月）

都庁第一本庁舎 42 階  
特別会議室 C / D

午後 2 時開会

○治安対策担当部長 定刻となりましたので、ただ今から第 33 期東京都青少年問題協議会第 1 回総会を開催いたします。私は、本協議会の事務局を担当しております、東京都生活文化スポーツ局治安対策担当部長の油谷でございます。よろしくお願いいたします。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本協議会の委員をお引き受けいただき、また、総会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。現在、御出席いただいております委員の方は、オンライン参加を含めて 27 名でございます。東京都青少年問題協議会条例第 7 条に規定する総会の開会に必要な定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本協議会は全て公開となっております。

それでは、本協議会の会長及び委員の皆様方を御紹介申し上げます。着座のまま結構でございます。本日御出席いただいております委員の方々につきまして、資料 1 の名簿順にお名前を読み上げさせていただきます。

初めに、本協議会の会長であります、小池百合子東京都知事でございます。

○小池都知事 よろしく申し上げます。

○治安対策担当部長 次に、吉住はるお委員でございます。

○吉住委員 よろしく申し上げます。

○治安対策担当部長 平田みつよし委員でございます。

○平田委員 よろしく申し上げます。

○治安対策担当部長 成清梨沙子委員でございます。

○成清委員 よろしく申し上げます。

○治安対策担当部長 大松あきら委員でございます。

○大松委員 よろしく申し上げます。

○治安対策担当部長 米倉春奈委員でございます。

○米倉委員 よろしく申し上げます。

○治安対策担当部長 風間ゆたか委員でございます。

○風間委員 よろしく申し上げます。

○治安対策担当部長 斉藤猛委員でございますが、本日欠席のため代理として、江戸川副

区長船崎まみ様でございます。

- 船崎副区長（斉藤委員代理） よろしくお願ひいたします。
- 治安対策担当部長 長友貴樹委員でございます。
- 長友委員 よろしくお願ひします。
- 治安対策担当部長 大滝悠那委員でございます。
- 大滝委員 よろしくお願ひいたします。
- 治安対策担当部長 金子陽子委員でございます。
- 金子委員 よろしくお願ひいたします。
- 治安対策担当部長 小西暁和委員でございます。
- 小西委員 よろしくお願ひいたします。
- 治安対策担当部長 杉浦ひとみ委員でございます。
- 杉浦委員 よろしくお願ひいたします。
- 治安対策担当部長 田村節子委員でございます。
- 田村委員 よろしくお願ひいたします。
- 治安対策担当部長 土井隆義委員でございます。
- 土井委員 よろしくお願ひいたします。
- 治安対策担当部長 春野すみれ委員でございます。
- 春野委員 よろしくお願ひします。
- 治安対策担当部長 山本龍彦委員でございます。
- 山本委員 よろしくお願ひいたします。
- 治安対策担当部長 なお、関係行政庁及び東京都の委員、幹事につきましては、名簿の卓上配布をもちまして紹介に代えさせていただきます。

次に、次第3、本協議会副会長の選任に移ります。副会長につきましては、資料2の条例第4条第3項の規定に基づき委員の互選となっております。つきましては、どなたか委員の方からの御推薦をお願いできればと存じますが、いかがでしょうか。

田村委員、お願ひいたします。

- 田村委員 副会長として筑波大学教授の土井隆義委員を推薦いたします。土井委員は、都を含め、多くの自治体で青少年に関係する審議会等の役職を多数お引き受けになった経歴がございます。青少年問題全般について深い見識をお持ちの方でありますことから、

最も適任であると思えます。よろしくお願ひいたします。

- 治安対策担当部長 ただ今、田村委員から副会長として土井委員が適任との御発言がございましたが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

- 治安対策担当部長 皆様の御賛同をいただきましたので、副会長を土井委員にお願いいたしたいと存じます。

続きまして、次第4に移ります。東京都知事小池百合子より御挨拶申し上げます。よろしくお願ひします。

- 小池都知事 はい、東京都知事小池百合子でございます。着座のままで失礼を申し上げます。

本日は、御多用のところ御出席を賜っております。ありがとうございます。

この協議会でございますが、発足が昭和28年という大変長い歴史がございます。そして、それぞれの時代において、青少年の課題について委員の皆様方に御議論をいただき、そして、その知見を政策につなげるということをしてまいりました。

言うまでもございませんが、青少年は、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在でございます。そして、次の時代を担う東京の宝、そして国の宝だと、このように認識いたしております。

第33期であります。今期は、犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援について諮問をいたすところでございます。近年、様々な不安、そして悩みを抱えました青少年がSNS等を通じまして、居場所を求めて繁華街に集まり、児童買春の被害に遭うといったような事案も発生しているところがございます。こうした状況が青少年の健全な成長や、また、私たちの未来に深刻な影響を与えることは言うまでもございません。

そして、今も対策推進をいたしておりますけれども、残念ながら十分とは言えない状況でございます。更なる対策の検討が喫緊の課題である、そして、青少年がどんな不安を感じているのか、どうすれば大切な宝が本来持つ、その輝きを發揮できるのか、こういったことをしっかりと考えていかなければなりません。

様々な角度からの検討が必要ということで、委員の皆様方の専門の御立場、そして、御経験から、幅広い議論を展開していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございます。

○治安対策担当部長 はい、ありがとうございました。

それでは、小池知事から青少年問題協議会に対して諮問をいたします。

小池知事、土井副会長、後方への御移動をお願いします。

なお、諮問文手交時に写真撮影をいたします。恐れ入りますがマスクを外していただきますようお願いいたします。

(諮問文手交)

○治安対策担当部長 小池知事は、公務の都合がございまして、ここで退席をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○小池都知事 どうぞ皆さんよろしくお申し上げます。

(小池知事退室)

(土井副会長、副会長席へ移動)

○治安対策担当部長 土井副会長には、この後の議事進行をお願いしたいと存じます。

それでは、土井副会長から一言お願いできますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○土井副会長 今、副会長を仰せつかりました筑波大学の土井と申します。よろしくお願ひいたします。簡単に御挨拶させていただきます。

今回の諮問につきましては、犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援ということで、少し抽象的な諮問になっておりますけれども、具体的には、例えばトー横キッズのような繁華街で犯罪被害に遭うリスクを背負っている、そういう子ども、若者たちに対してどういう支援ができるのかということをお願ひしたいということで承っております。

私は、この諮問のタイトルには、二つのキーワードがあると思います。一つは、「犯罪へのリスク」、もう一つは「支援」であると思っております。

例えば、繁華街等に集まってくる子どもたちや大人たちというのは、私は、それ自体が、一つの信号だと思います。その信号を私たちがどう読み取るのかということが大きな問題だと思います。

子どもたち、若者たちがどのような信号を発しているのか読み取るために、まず必要なのは、彼ら、彼女たちに私たちがどれだけ寄り添うことができるのか、言い換えるならば、どれだけ共感能力を示すことができるのかということが重要であると思っております。

こうして繁華街に集まってくる人たちというのは、多くは、私見ではありますが、

家庭、地域、学校等になかなか自分の安心できる居場所を確保できていない人たちではないだろうか、と思います。ですので、彼ら、彼女たちのその発する信号をどう読み取って、どのように安心できる居場所を提供できるだろうか、そういうことを検討することが大切であると思います。

ただ、そうは言っても、居場所があればそれでそうした人たちがト一横に集まらないかといえば決してそのようなことはないと思います。私も若い頃はそうでしたけれども、居場所があったらあったで、そこから飛び出して、様々な刺激を求め、仲間と集まってみたい、そういう心情を持ったもので、こうしたことはある種若者の特徴であると思います。若い時には、安心できる場所に留まっておらず、そこから飛び出して何か冒険をしてみたい、刺激を求めている、そういう思いがあるのだろうと思います。

問題は、そうした時に、どのように被害に遭わないようにできるのだろうかということだろうと思います。

そこで、先ほど申し上げたキーワードの2つ目、「支援」、言い換えればエンカレッジ、これが大きい意味を持つのだろうと思います。

前期協議会では、例えば、ネットを通じた被害等の問題が多く扱われました。かつては、ネットの被害に遭わないようにするためには、子どもたちをいかにネットから遠ざけるのかということが課題として掲げられてきたように記憶をしております。

ただ、近年は、青少年はいずれネットに接するわけですから、それでは決して問題は解決をしないのであり、どのようにそうした被害に遭わないようリテラシーを培っていくことができるのかが重要であるといわれています。最近では、こうした思想の下、例えばデジタル・シティズンシップ教育という名目で教育を行うようになってきているように思います。

私は、このト一横キッズ等の問題も同じだと思います。彼らを繁華街から遠ざけるのではなくて、遠ざけようとしても当然やってくる子どもたちはいるわけですから、彼ら、彼女たちがどうやって被害に遭わないようにできるのだろうかという、いわばリテラシーをどのように授けていくのかということが大きな課題になってくるのかなと思っています。ですから、子どもたち、若者に対するエンカレッジですね、どうやって安全に身を沿わせるようリテラシーを与えることができるのだろうか、これが大きい課題かなと思っています。

そのように考えれば、この問題に対して私たちができる対策は色々あると思います。どのように彼らに正確な知識を授け、自らが被害に遭わないようにしつつ、しかし、色々チャレンジしてみたいという、その願いも損なうことなく、健全育成を支援していただけるのだろうか、そういう観点からは是非皆さまと一緒に考えてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

では、続きまして、諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○都民安全課長 本協議会の事務局を担当しております東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課長の櫻井と申します。

諮問事項につきましては、資料3として机上配布させていただいておりますので、読上げは割愛させていただきまして、資料4「犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援について」に即しまして、諮問内容を御説明いたします。

なお、この諮問では、青少年とは18歳未満を指すものといたします。

まず、資料4上段の「現状」を御覧ください。家庭等に問題を抱えた青少年が居場所を求めて新宿区歌舞伎町の一角、通称「トー横」と呼ばれる地域に昼夜を問わず集結するといった状況が発生しております。

青少年が繁華街に滞留する中で、二十歳未満の者の飲酒・喫煙、傷害等といった問題行動のほか、児童買春等の犯罪被害に遭うといったケースも発生しているところでございます。

資料中に周辺地図と実際の状況を撮影した写真を掲載しております。

まず、周辺地図の中央赤実線で示しておりますシネシティ広場が、現在、青少年が主に集まっている場所でございます。写真はその場所を撮影したものでございます。当初、青少年たちは、歌舞伎町TOHOシネマズ東側の路上に集まっており、元々はここがトー横と呼ばれておりましたが、現在、彼らはシネシティ広場に移動してきております。

なお、資料の緑色の部分ですけれども、東急歌舞伎町タワーが本年4月に開業予定でありまして、その開業の後には、シネシティ広場に集まっている青少年が他の地域に流れるなどする可能性もあるところでございます。

次に、資料下段の「現在の取組み」を御覧ください。こうした状況に対して、現在、関係機関や団体が各種対策を行っているところでございまして、東京都においては、SNSを

通じた出会いの危険性に関する啓発、いわゆるターゲティング広告事業等を実施してきております。こちらは、ト一横の対策に特化したものではございませんが、前回、第32期東京都青少年問題協議会における議論も踏まえまして、SNSに起因する性被害等を防止するため、ターゲティング広告やリーフレットの配布等による啓発を実施しているものでございます。

また、警視庁においては、各種事件の取締り、繁華街等における街頭補導活動、そして、ビジネスホテル等への啓発を実施しておりますほか、地元の自治体である新宿区においても、繁華街における見回り、呼びかけとして、委託警備員によるパトロール活動を実施してきているところでございます。民間団体等の中には、家庭等に問題を抱えた青少年を含め、相談対応や支援を行っているところもございます。

続きまして、資料2枚目上段の「課題」を御覧ください。

まず、第一に、一部の青少年は各種対策によっても、なお危険性が認識できず、SNS等を通じて出会った者や、コミュニティーに居場所を求めてしまっているという点がございます。

第二に、報道等による情報の拡散によって、ト一横自体がある種、有名な場所になってしまっており、悪意のある大人が、青少年がいる場所、すなわちト一横に集まるようになっているという点がございます。

第三に、ネットカフェ、ビジネスホテル等のうち、利用のハードルが低く、児童買春等の犯罪被害の場となりやすい個室空間が居場所となってしまうという点がございます。

いずれの課題につきましても、既に関係機関や団体において対策を講じているところではございますが、現在の被害状況に鑑みますと、更なる対策の拡充が必要なのではないかと考えられるところでございます。

最後に、本協議会において御審議いただきたい事項でございます。本協議会では、青少年に関係する様々な分野の方々に委員として御参加いただいております、それぞれのお立場から幅広く御意見を賜ればと考えておりますが、今御説明した課題に沿いまして、想定される論点を事務局にてピックアップさせていただき、資料下段に「審議いただきたい事項」としてまとめさせていただいております。

まず、犯罪被害等のリスクを抱える青少年への対策につきましても、どのようにそう



した青少年を発見し、どのような働きかけを行うか等といった点を検討する必要があると考えます。

また、青少年の周囲に集まる悪意のある大人に関する対策につきましては、どのようにそうした大人に働きかけるのか、また、啓発をして思い止まらせるのかといった点を検討する必要があるがございます。

さらに、被害場所となり得る空間につきましては、業界等といかに連携し、対策を講じるかといった点について検討する必要があると考えます。

以上、説明させていただきましておおり、こうした犯罪被害等のリスクを抱える青少年が安全に安心して生活できる環境の整備が必要でございまして、それに向けて取り組むべき対策について早急に検討を進め、所要の結論をいただきたいという内容の諮問となっております。

また、その検討に当たりましては、今御説明した論点を中心に御議論賜れますと幸いです。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○土井副会長 はい、ありがとうございます。ただ今、事務局より諮問事項である犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援につきまして、内容説明がございました。

続きまして、次第の6ですね。意見交換に入りたいと思います。

本日は、総会ということで、多くの委員の皆様にご出席を賜っております。皆様方全員から御意見を頂戴したいところではありますけれども、時間の都合上、都民の代表として都議会議員の委員の皆様及び、区会、市長の委員の皆様からそれぞれ一言ずつ御意見を承りたいと思います。

まず、吉住委員、いかがでしょうか。

○吉住委員 はい、新宿区選出の都議会議員自民党の吉住はるおです。私は、昨年第3回定例会においても質問をいたしました。トータルにおいては、青少年の性被害等、様々な問題が生じており、東京都としてもしっかりと対策を講じるべき課題だと認識しています。

もちろん、既存の補導活動や取締り、各種啓発活動は引き続き行っていただきたいと思いますが、私としては、現場で実際に青少年の支援に当たっている各種団体が問題解決の鍵を握っていると考えています。

現在、トー横とは直接的には関係していませんが、一部の NPO 団体で問題が指摘されておりますので、今後、難しい面もひょっとすると出てくるかもしれませんが、是非これまで現場で取り組んできた新宿区をはじめ地域の方々、福祉法人等、地元の声を直接聞いていただきたいと思います。そして、そうした声も踏まえ、各種団体との連携をしっかりと念頭に置きつつ、適切な対策を検討していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

- 土井副会長 ありがとうございます。では、続きまして、平田委員、いかがでしょうか。
- 平田委員 はい。この問題は、家庭や学校、社会の在り方等、複合的な要因によって生じているものだと考えております。当然ですが、まずは、実態の把握が重要であって、その上で関係機関のノウハウの蓄積ですとか、学識経験者の皆様の知見を集めて適切な対策を希望したいと思います。

特に、東京都、そして今、地元の吉住委員からもお話がありましたとおり、地元自治体、警察、民間団体といったところの連携が重要だと考えます。これら関係機関の緊密な連携の下で、是非取り組んでいただきたいと思います。以上です。

- 土井副会長 はい、ありがとうございます。では、続きまして、成清委員、いかがでしょうか。
- 成清委員 都民ファーストの会東京都議団の成清梨紗子と申します。

私たちの党は、チルドレンファーストを掲げており、その観点でも、この繁華街における子どもを巡る各種問題については、しっかり議論をし、解決に向けた検討を行うべきであると考えております。

今回の諮問事項については、いわゆるトー横キッズへの支援についてということであり、トー横キッズは、全国から集まってきます。保護対象となる子どもたちが都民とは言いきれないため対応が難しい面もありますが、この問題は東京都の問題と考え、取り組みを進めることを求めたいと思います。

現在も行政や民間団体で、様々な取り組みを行っていただいておりますが、それでもなかなか児相や警察という既存の枠組みでは対応できていないという状況もあります。子どもに関する問題は、彼らの目線に立って考えることが重要であり、まずは子どもに寄り添った検討を行う必要があります。

また、ト一横の関係者は子どもだけでなく、風俗、スカウト、ホスト、また、反社会的勢力やそれに準ずる勢力、いわゆる半グレ等、様々な要素が複雑に絡み合っており、多角的対応を行わなければなりません。

なお、ト一横問題に取り組む民間団体としては、日本駆け込み寺という団体もあり、我が会派の議員も現地にも足を運び、団体からも直接話を聞いてまいりました。

そういった民間団体のお力も借りながら、子どもたち、関係者の声をできるだけ多く集め、連携を取り、具体的な施策につながるような協議会となればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○土井副会長 ありがとうございます。では、続きまして、大松委員、いかがでしょうか。

○大松委員 はい、公明党の大松でございます。第33期青少年問題協議会の、この開催に当たりまして、私の方からも意見表明をさせていただきたいと思っております。

今回の諮問は、東京都青少年の健全な育成に関する条例の趣旨に則りまして、困難な状況に置かれた子どもや若者を救い出し、良い環境の中で心身共に健やかに成長できるようにすることを目指しているものと理解をしております。現在の子どもや若者の中には、行政等の様々な対策にも関わらず、経済的困窮、いじめ、不登校、引きこもり、虐待等の困難を抱えている方々がいらっしゃいまして、彼らへの支援は喫緊の課題でございます。

私ども公明党では、これまでも若者向け総合相談事業であります「若ナビα」や、社会的自立に困難を抱える方への支援であります「引きこもりサポートネット」等の事業の推進に深く関与してまいりました。

また、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念や、東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めた「東京都子ども基本条例」の制定を主導するなど、子どもや家庭、若者向けの様々な施策を推進してまいりました。

今回の諮問テーマでありますいわゆるト一横問題については、そこに集まった家庭や学校、職場等に居場所のない子ども、若者が犯罪被害等に遭っているという由々しき問題でありまして、子ども、若者施策を推進してきた私ども公明党にとりましては、看過することができないわけでございます。この問題にしっかり向き合いまして、議論して、対応策を講じることにより、我々大人はしっかりと子どもや若者の未来を守っていかなければならないと考えております。

特に、啓発活動は重要であると考えておりました、子どもや若者が困難や危険な状況に巻き込まれないよう、効果の高い有益な啓発方法等を検討し、子どもや若者、家庭、都民の皆様方にしっかりと届くようにしていただきたいと思います。

このト一横に集まる子どもや若者の背景は、とても複雑でありますけれども、一人一人の子どもや若者皆が等しく健やかに成長できるよう、支援のはざまに陥ることがないように、このたびの青少年問題協議会での検討をしっかりと行っていただきたいと思います。

私からの意見表明とさせていただきます。以上でございます。

○土井副会長 はい、ありがとうございます。では、続きまして、米倉委員、お願いいたします。

○米倉委員 はい、日本共産党の米倉です。よろしく申し上げます。

私も居場所のない子どもたちが夜の町に居ざるを得ないという問題について、関心を持って取り組んできた一人です。支援団体の皆さんが行っている、歌舞伎町や他の繁華街での夜の子どもたちに声をかけて、支援につなぐという取組も何度か拝見してきました。その上で、議論が必要だと思う点を話すとともに、具体的な要望をさせていただきたいと思っています。

一つは、審議の前提として、そもそも、なぜ青少年が歌舞伎町や他の繁華街に集まっているかということ踏まえる必要があると思います。家庭等に居場所がないから来るのであって、補導を強化して家に帰したり、繁華街から青少年を排除したりするという対応では根本的な解決にはならず、別の場所で犯罪等の被害に遭うということになりかねないと思います。青少年が安心できる居場所をどう確保するかということが審議で重視される必要があると思っています。

二つ目は、公的支援の再検討と改善が必要だということです。町に出ている青少年の中には、過去に児童相談所に保護された経験がある方もそれなりにいらっしゃいます。しかし、あそこには戻りたくないという声を、私も幾つか聞いています。夜の町に出続けているという人も、それでそれなりにいらっしゃるわけです。これは、当事者の声を踏まえて、児相、また、その他の公的支援について、再検討、改善についても議論が必要だと思います。

三点目です。業者に対する対策の検討も、これは議論が必要であると思っています。東

京都の資料で、議論が必要ではないかということの案が示されていますが、この大人、加害者となり得る大人についての対策で、現段階では一般の個人を想定していると思うのです。業者の対策が、資料を見る限りでは論点にはないと思います。しかし、夜の歌舞伎町は膨大な業者が新宿区駅から出てくる青少年、特に少女につきまとして声かけするという状況です。中には、若い女性が足を止めるまでどこまでも追いかけて続けるという方もいらっしゃいます。相手を追い詰めて、無理やりAV出演の契約を書かせるというような業者もいると聞いています。

こういう実態を踏まえた対応の議論が抜けるとまずいかなと思っています。

最後に、今後の審議に当たって要望なのですが、こうした子どもたち、青少年の実態や思いというものは、現場で支援されている方が一番つかんでいると思います。是非、現場の視察を行うとともに、こうした青少年の人権を守る立場で活動されている皆さんのお話を聴き取って議論を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○土井副会長 はい、承りました。ありがとうございました、では、続きまして、風間委員、お願いいたします。

○風間委員 立憲民主党の風間ゆたかです。よろしくお願いします。

犯罪被害者等のリスクを抱える青少年の支援について、特に、ト一横問題ということではありますが、今、他の委員からも様々な御意見ありましたので重複するところを省きまして一言申し上げます。私としては、こうして大人が議論を進めていくことがこれまでも行われてきたわけであり、集まる子どもたちの声というものをもっともっと東京都として積極的に聞いていく必要があるのではないかと思います。もちろん、彼らを直接、支援している団体の方々がよく把握をしていることと思いますし、そういう方からも意見を聞いているかとは思いますが、東京都も関係所管が多岐にわたる、縦割りの弊害などとの声も聞こえてくる場所ですので、地元新宿区との連携も含めて、警察、そして東京都の各所管がこうした子どもたちの声を直接捉えて、有効な支援策というものを模索していく必要があるのではないかと考えています。

以上、よろしくお願いします。

○土井副会長 はい、ありがとうございます。続きましては、斉藤委員の代理でいらっしゃる船崎様、お願いいたします。

○船崎副区長（斉藤委員代理） 江戸川区長斉藤猛の代理として意見を述べさせていただきます。

きます。トー横で起こっている事象につきましては、青少年の健全育成に深刻な悪影響を及ぼすものであり、非常に問題であると考えております。特別区長会としても、重大な関心を持って事態を見守っております。

江戸川区におきましても、家出をした青少年がSNS等を通じて得た「トー横に行けば助けが得られる」などの情報ですとか、SNSで知り合った人間関係を頼りにトー横に行き、警察に補導されるなどして、江戸川区児童相談所にぐ犯非行事案として身柄通告されるケースが増加しております。中には、家出をしてトー横に行くことを繰り返しているケースや、小学生・児童が関わるケース等もありまして、大変危惧しているところでございます。

これらの事例から、SNS等インターネット上の情報の青少年への浸透力や、そこでの人的つながりが子どもたちの世界に与える影響は極めて強力なものであることが伺われ、特別区に住んでいる居場所を求める少年がトー横に行き、犯罪被害に遭ったり、虞犯行為等の非行に及んだりすることが広範囲で起こっている可能性が高いと考えております。

本協議会におきましても、そのような事象を受け止め、しっかりと問題解決に向けた議論を行い、対策を練って、この青少年の健全育成に害悪をもたらしている構造を解消してもらうようにしていただきたいと考えております。

また、江戸川区で把握している事例にも通じるところでございますが、家出をしてトー横に行く青少年は、背景に虐待等の家庭問題を抱えていることも多く確認されているところでございます。そのため、特別区におきましても、都及び区の児童相談所、子ども家庭支援センター、学校等、地域における社会資源を十分活用しながら、警察等の関係機関とも、より一層緊密に連携し、青少年の抱える問題を解消し、子どもたちが地域で安全、安心に生活できるよう指導、支援を行い、青少年が居場所を求めて被害に遭うこととならないよう、また、トー横で保護されたような子どもたちが再び地域で安全、安心に暮らしていけるよう、特別区としては努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土井副会長 はい、ありがとうございます。では、最後になりますが、長友委員、お願いいたします。

○長友委員 当然ですが、これだけマスメディアで報道がなされるので、我々の町としても、こういう問題の存在を知っておりますし、重大な関心を持っております。幸い、わが

町で同様のことが大きな問題になっているということは、まだないわけでありませけれども、本件に関して検討を加えるというのはもちろん賛成であります。

当たり前のことを言いますけれども、分析して要因を確定し、その後に対策を検討して、それを実施するという方向に向かっていくのだと思うのですが、それを特定するに際して、やはり普遍的な問題、類似のケースというのは以前からあるわけですよ。今始まったことではないわけです。ですから、貧困、家庭内不和等の家庭環境の問題や、学習に起因した孤立感の深化だとか、そうした普遍的な要因というものが、もちろん人により度合いが違うでしょうが、常に存在しており、そこに、現代特有の問題があれば、それを加味して考えるということが大切です。でも、やはり、どの時代であっても、その普遍的な要因をまず徹底的に追究していかなければ道は開けないように思います。

それから、諮問内容の中に、SNSに関する対策等と書いてありますが、これはこういう協議体は調布市にももちろん存在するので、我々も検討を重ねておりますが、当たり前ですが、SNSが根源の要因ではないと思います。これは、情報の伝達、伝播の手段ですよ。ですから、これによって以前よりも情報が拡散して、いち早くたくさんの人間がそれを知るといえることはあるかもしれないですが、それをどこまで特定するかというのは、あまり関係ないと言えないのかなと思っています。ともかく、この問題に対する協議会の検討については、私は非常に大きな関心を持っています。これが新宿歌舞伎町であれ、竹下通りであれ、お台場であれ、ロコミはわっと広がりますし、SNSがなくとも、同じぐらいの人間がわっと集まりますよ。

ですから、何を言いたいかというのと、SNSの介在に関して議論をするのはいいと思うのですが、それがどれだけ要因につながっているような話になるのかということです。それから、それ以外でも不純異性交友だとか、薬の話があると、これは以前とは少し違いかもしれない。ただ、そうかもしれないけど、これも要因ではないのですよね。青少年が集まってきた時に、それを利用するというような輩が介在をすることがあり、そこにまたSNSが絡むという話があるかもしれませんがね。

ですから、あくまでも現今の情勢の中で何を特定して、問題視して、そこにメスを入れるのかという判断について、私も委員の1人ではありますけれども、非常に大きな関心を持っています。この協議の内容、意見交換の内容をこれから見つめさせていただきたいと思っております。以上です。

○土井副会長 はい、どうもありがとうございました。今、様々な御意見をいただきました。誠にありがとうございます。いくつか共通するものもあったように思います。

一つは、子どもたち、若者たちの声をどのように聴き取るのか、それも寄り添いながらどのように聴き取っていくのかという問題。もう一つは、環境の問題で、例えば、今のお話の中に、個人、あるいは業者という話もありました。それから、最後、長友委員からもありましたが、ネットという環境の問題です。これも実は、原因というよりは手段になりますが、そういう環境要因がどう青少年の問題に関わっているのかということですね。こうした点を調整しながら、どのように当事者である子ども、若者たちに正しい知識を与えていくことができるのだろうか、そういうことが私は大きな問題なのかなと、今、承ったところであります。

では、今いただきました意見につきましては、これをしっかりと受け止めまして、専門部会での今後の審議に役立てていきたいと存じております。

では、次に、第7の「協議会の運営」につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

○都民安全課長 はい、事務局でございます。協議会の運営につきまして、資料5、「第33期東京都青少年問題の運営」を御覧いただければと思います。

1の協議会の運営についてでございますが、学識経験者の委員による専門部会を設置いたしまして、検討を行うことといたしたいと存じます。

なお、委員の構成ではございますが、資料1にございます大滝委員、金子委員、小西委員、杉浦委員、田村委員、土井委員、春野委員、そして山本委員の8名の構成とさせていただきたいと存じます。

次に、会議の予定でございます。今後、専門部会における検討を進めまして、本年6月開催予定の拡大専門部会において、答申（案）について御審議をいただく予定としております。その後、同じく6月に開催予定の第2回総会で答申をいただくこととするを予定しております。

続いて、2ページ目の裏面を御覧ください。2で、東京都青少年問題協議会の公開等について記載をしております。（1）会議、（2）会議の公開、（3）開催告知、（4）議事録の公開、（5）会議資料の公開、（6）その他とございますが、それぞれ記載のとおりとさせていただきたいと存じます。



なお、次のページには、東京都議会の傍聴規則等を記載しておるところでございます。

最後のページでございますが、会場での傍聴に当たっての留意事項をお示ししてございます。こちらにつきましても、いずれも記載のとおりとさせていただきたいと存じます。

事務局からの説明は以上でございます。

○土井副会長 はい、ありがとうございます。今、専門部会の設置と今後の日程について説明がありました。

なお、専門部会につきましては、本日この後、部屋を変えまして第1回目を開催することとしたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。と存じます。

なお、専門部会の方の取りまとめ役につきましては、私、土井の方にお任せをいただきたく考えておりますが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

○土井副会長 ありがとうございます。では、仰せつかりたいと存じます。

次に、次第8になります。委員のプレゼンテーションにつきましてですが、準備が整うまで少しお待ちいただければと存じます。

では、準備ができたようですので、これから小西委員によるプレゼンテーションを行いたいと思います。小西委員、よろしく願いいたします。

○小西委員 ありがとうございます。御紹介いただきました早稲田大学法学学術院の小西暁和と申します。これまで、刑事政策、少年法の領域に関して研究をしてまいりました。本日は、このような青少年問題協議会の総会の場でお話しさせていただく機会をいただき、誠にありがとうございます。本プレゼンテーションでは、今期の青少年問題協議会で協議する内容の前提に関わる点につきまして、青少年を取り巻く情勢と、刑事政策及び青少年政策の方向性とに分けてお話をさせていただきます。次のページお願いします。

まず、青少年を取り巻く情勢に関してであります。こちらは、令和4年版犯罪白書の少年による刑法犯と検挙人員、人口比の推移のグラフです。御覧いただきますと、もう右肩下がり、少年による刑法犯等が5割減少してきており、軒並み戦後最小という数を記録しているという状況にあります。これは、確かに少子化ということも背景にはございますが、それを考慮したとしても、この青い棒グラフにありますように、少年人口比でも大幅に減少して戦後最小のこうした値が出ている状況にあります。少年が、典型的な少

年非行を行わなくなってきた、こういうことが表れているのではないかと思います。次のページをお願いします。

こちらは、文部科学省による不登校児童生徒数の推移のグラフですが、平成25年以降、不登校児童生徒数が、大幅に増加しているという現状がございます。小学校では77人に1人、中学校では20人に1人という高い割合となっており、不登校の児童生徒が大幅に増えてきていることが分かります。次のページをお願いします。

これは、また、1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移ですが、これを見ても、やはり大幅に増加してきているという現状が分かるかと思えます。

こうした要因につきまして、文部科学省の調査では、小学生や中学生の不登校の要因としては、無気力、不安の傾向があるほか、いじめを除く友人関係を巡る問題を抱えているということ、そして、家庭に係る状況等が多く挙げられています。では、次をお願いします。

次に、警察庁の自殺統計に基づく20歳未満の自殺者数の推移のグラフですが、令和期に入って以降、急激な増加にあるということが分かるかと思えます。では、次ですね。

これは中学生の自殺者数の推移ですが、平成9年以降を出しておきました。これは、全体で見ても増加傾向にあり、近年はとりわけ中学生の自殺者数が増えてきているということが分かるかと思えます。では、次、をお願いします。

これは厚生労働省の人口動態統計に基づいてグラフを作りました。こちらは、10歳～29歳の年齢階級別に見た自殺死亡率の推移でして、平成期以降の令和3年までのグラフですが、これを見ても、やはり全体としては増加傾向にあることが分かります。とりわけ、このコロナ禍以降といいますか、令和元年以降、20代の若者の自殺死亡率が急増しているということが分かるかと思えます。次、をお願いします。

こちらは、自殺死亡率を各年代別に比較したものです。この下の方の赤線が10代の子どもたち、そして、上の方のグラフの濃い青が、20代の若者を指しますが、それぞれ令和期以降に増加傾向にあり、他の年代と比較しても特徴があるということが分かるかと思えます。

なお、青少年の逸脱行動に関しまして、これまで典型的であった反社会的な行動というよりも、非社会的な行動がメインになってきているように思います。こうしたことについては、生きづらさの一つの表れとも言えるのではないかと考えております。では、

次、お願いします。

次に、またいくつかグラフを見ていきますが、青少年が被害に遭う事案の認知件数の増加についてです。これは報道等でもよく出てきますが、児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移のグラフでして、これは一貫して増加しています。この背景として、DVを含め、以前は問題視されていなかった行為が、人々の間で「児童虐待」として社会問題であることが広く認識されてきたことの表れであるとも考えられると思います。では、次ですね、お願いします。

これは警察庁の統計に基づく福祉犯による被害少年の推移ですが、近年、減少傾向にあります。ただ、この中の女子の割合がやはり依然として高くなっています。微増のようにも見えますが、この点は、今回の青少年問題協議会における検討にも大きく関わる点かと思えます。では、次をお願いします。

こちらは、児童ポルノ禁止法違反の被害児童数の推移ですが、この下の方の表にございます児童ポルノ事犯に関しては高止まりの傾向にあります。令和3年中は、小学生の児童ポルノ事犯が最多となっておりますが、小学生にもスマートフォン等の利用が拡大してきていることが背景にあるかと思えます。中学生、高校生の件数の高止まりについても、そうしたことが背景にあるのではないかと思えます。次、お願いします。

こちらは、SNSに起因する事犯の被害に遭った18歳未満の者の数の推移で、これも依然として増加傾向にあると思えます。SNS等を利用したオンライン上、サイバー空間における社会形成やコミュニティーの形成が広がってきている中で、顔も知らない人とのコミュニケーションというものが一般化してきていることが背景にあるかと思えます。そのような中で、性暴力、性被害等も発生しているという現状であると思えます。

大人と子どもとの間の情報の非対称性というようにもいえますが、知識や経験がまだ多くない青少年が、利用や搾取されているという構造がこうした問題の中には見えると思えます。SNS等のサイバー空間における関係については、コミュニケーションの相手の素性が分からないということがまさにリスクを高めていると言えるかと思えます。では、次、お願いします。

こうした中で、法制度も近年変化がございました。青少年を取り巻く情勢として、現代の日本社会においては、子どもや少年へのまなざしの変化があるかと思えます。実態としては未成熟であるにもかかわらず、大人としての扱いがなされており、自己決定・自己

責任の論理の中への組込みが見られます。こうした中、平成30年の民法改正により、成年年齢が20歳から18歳へと引き下がったわけですが、そういう中でも、やはり悪質な契約等による被害から保護する必要性というのはあるかと思えます。次をお願いします。

令和3年には少年法も改正されました。同法では、18歳及び19歳の少年である特定少年に対して保護手続及び刑事手続上の特例が設けられたわけですが、とりわけ、本協議会にも関わるのが、ぐ犯規定の適用除外であろうと思えます。健全育成を目的とする少年法において、これまで、ぐ犯については、犯罪の恐れのある少年を保護するための制度として、全ての少年を対象として運用されてきたわけですが、今回の改正により、これが特定少年には適用されないということになりました。これにより、18歳、19歳の少年は、切迫した状況における保護の機会の喪失、欠落が生じるのではないかということが法制審議会においても大きく議論されたところであり、非常に問題視されました。

そこで、衆議院及び参議院の法務委員会において、法案が可決された際には、与野党の共同提案による附帯決議が法案に付されることになりました。この附帯決議では、政府に対して「格段の配慮」を求める決議事項の一つとして、ここに挙げておきました「18歳及び19歳の者の健全育成及び非行防止のためには、早期の段階における働き掛けが有効であることに鑑み、少年非行対策及び福祉支援策における関係府省庁の連携・協議の枠組みを強化するとともに、関係諸機関、団体等と有機的に連携しつつ、適切な保護、支援を行うための施策の一層の推進を図ること」ということが決められましたが、こうしたことをわざわざ附帯決議として定めざるを得なかったということをお紹介しておきます。では、次、お願いします。

こうした青少年を取り巻く情勢に関連して、近時の研究で注目を集めているのが心的外傷、トラウマですね。心の傷、そうした被害体験の持つ影響力の大きさということに関してであります。逆境的小児期体験、これは、ACE（エース）とも言われますが、ここに挙げておきました項目がそのACEに当たるとされている項目です。被虐待経験、ネグレクト、DV目撃等の経験が、子どものその後の成長発達、ライフコースに大きな影響を及ぼすということが実証的に明らかにされています。とりわけ、著名であるのがカリフォルニア大学サンディエゴ校の医学者のヴィンセント・フェリッティらによる1998年の論文です。次のページ、お願いします。

彼らにより、「小児期の虐待及び家庭の機能不全と成人の主要な死亡原因の多数との

関係」という論文が発表されまして、これが多大な影響を各国に与え、現在、我が国においてもこの領域に関する研究が活発に行われている状況にあります。

ACEピラミッドという、「生涯を通じた逆境的小児期体験の影響の可能性」という題が付けられている図をフェリッティらがこの論文の中で示したのですが、この図の最下段に逆境的小児期体験があります。こうした体験があることにより、脳の発達も含め、社会的、情緒的及び認知的障害をもたらすリスクが高くなるとされています。また、アディクション、嗜癖のような健康上のリスクを伴う行動をとるようになり、さらには、身体的、精神的疾患のようなものや障害、そして、非行に代表されるような社会的問題に関わっていくリスクが高くなり、場合によっては早逝というリスクも高くなる。こうした逆境的小児期体験により、成長の中でのリスクが高まる、といったように相互に関係があるということでもあります。では、次のページ、お願いします。

いずれも、ACEというリスク因子との相関関係の問題であって因果関係ではないので、リスク因子を縮小させるとともに、保護因子を強化することで、リスクは低減します。保護因子とは、例えば、逃げ場となるような居場所や、理解してもらえりような他者、そして、ケアプログラムの提供等が挙げられます。

保護因子が強化されれば、問題行動との相関性は弱まり、その発現、ピラミッド上の段階での発現ということは抑制されていくといえます。まさに、早期発見、早期対応と、早期の被害防止・ケアが、その後の子どもの成長、発達を考えていく上で、非常に重要であるということが分かっているということでもあります。次、お願いします。

こうした中で、近時、繁華街での青少年のい集ということが課題として挙げられています。新宿歌舞伎町のトー横とか、道頓堀のグリコ看板下、名古屋市のドン・キホーテの栄本店横、横浜ビブレ横とか、他にも福岡でも警固公園等に青少年が集まっています。ただ集まるだけではなくて、そこで自殺や暴行等の問題行動や、児童買春等の犯罪被害に遭う事案も多数見られるということで、この事態に対応する必要性が認識されているということです。なお、こうした青少年の行動の背景に、SNSの利用も影響を与えているということが指摘されています。それでは、次をお願いします。

そこで、次に、刑事政策、青少年政策の方向性についてお話をさせていただきたいと思えます。では、次のスライドをお願いします。

青少年がなぜ繁華街に集まるのかについては、色々と説明ができるかと思いますが、

ここでは一つ、社会学者レイ・オルデンバーグの「第三の居場所」論という理論を御紹介させていただきます。

オルデンバーグは、ここに挙げました1～8にあるような特徴を持っているような場所においては、恩恵を個人が受けられ、本人にとって飛び切り居心地の良い場所であり、そうした場所が家庭でも、職場、学校でもない第三の居場所として存在し、それがコミュニティーにおいて機能を果たしているということを著書等において明らかにしている、こうした研究があります。

まさに、家庭にも学校にも居場所がない子どもや若者にとっては、まさに第三の居場所が必要になっているということです。そこで、彼らは、夜の繁華街、あるいはアミューズメント施設、コンビニの前等に集まるのですが、そこには理解し合える仲間がいて息抜きができるわけですね。そこでは安心感がある。家庭にも安心感がない、学校にも安心感がない、そうした子どもたちにとっては非常に居心地が良い場所になっているということです。

そういう場については、似たような境遇の子たちもいて、やはり自己肯定感を得られる、承認欲求も満たされるということもあり、まさしく第三の居場所として機能してきたというようにもいえます。まさに、大人の方が仕事の後に、ちょっとなじみの居酒屋に寄って、常連客やお店の人と会話して、リラックスしてから家に帰るような、少し休める場所として機能してきたという感じでしょうか。次のスライドをお願いします。

ただ、繁華街等では、犯罪企図者や危険な大人が寄ってくる、あるいは、接触を試みてくるということがございまして、そこで問題が生じるということであり、対応の必要性が出てくるということになります。次のスライドをお願いします。

居場所感とインターネット空間に関してなのですが、内閣府が「『子供・若者総合調査』の実施に向けた調査研究報告書」を昨年3月に出しました。そこでは、10歳～15歳の3,600人の者を対象として調査を行い、有効回答数は1,926人でした。調査によれば、インターネット空間を居場所として認識している子どもが約7割ということが明らかになっています。また、「家庭や学校、地域が居場所になっていない」と回答した子どもは、自己肯定感に関しては、「今の自分が好きだ」という回答も、「今、自分が幸せだと思う」という回答も、いずれの割合も低く、また、「自分は役に立たないと強く感じる」という回答が高くなっているという結果が示されています。

一方、自分の部屋を居場所と認識している者と、インターネット空間を居場所として認識している者との間では、これらの質問への回答については差異が認められませんでした。この点については、家庭や学校、地域が居場所になっていない子どもたちにとっては、インターネット空間が自分の部屋と同じような安心感を与えていることを示すものとの指摘もあります。また、インターネット空間が第三の居場所として機能しているとも考えられるでしょう。では、次、お願いします。

対策において参考になるのが、環境犯罪学や状況的犯罪予防論の知見であろうと考えられます。犯罪学者のマーカス・フェルソンは、日常活動理論を唱え、動機付けられた犯行者の供給、適当な標的あるいは有望な被害者の供給、有能な監視者の不在といった、要因が揃うことによって犯罪が起こるということを理論的に明らかにしています。だからこそ、その犯行者の供給を阻止することが大切です。また、先ほどもお話がありましたリテラシーを被害者、若者に身に付けてもらい、被害に遭わないようにするということが、有望な被害者の供給を抑えるということにもなります。有能な監視者については、地域社会において相互に連携して対応していくことが重要で、ここも防止対策につながっていくと思います。

そして、こうした日常活動理論というのは、サイバー空間における犯罪に関しても有用であり、一番援用される理論にもなっているということにつきましても、御紹介させていただきます。では、次、お願いします。

同様に参考になる一つの考えとして、環境設計を通じた犯罪予防、CPTED(セプテッド)という考えがあります。これは犯罪企図者に対して、犯罪の被害対象の強化・回避、そして、接近の制御、監視性の確保、領域性の強化という、こうした方法を行うことによって有効に対応することができる、犯罪を防止することができる、という考えであります。

ここでも、やはり犯罪企図者、そして、被害対象者をなくすということもありますが、空間及び地域住民等が想定されていることが分かるかと思います。

この空間及び地域住民等、つまり場所や環境に関しては、監視性の確保にあるような監視者としての機能だけではなくて、接近の制御という物理的な構造上の工夫ですね、アーキテクチャーだと思いますが、町づくり、町のデザインということにも関わってくる。他の要素もそれは関わってくる面もあるのですが。そうした点もありますし、また、領域性の強化というように、地域の方々の地域への愛着、関心を持つこと、これもやはり

犯罪企図者に対して対応する上では、犯罪を防止する上では重要であるとされています。

このように、被害者、加害者、また、場所・環境へのアプローチが重要であるというようにまとめることができるかと思えます。では、次のスライドをお願いします。

続きまして、最後に、青少年政策において重要な視点ということです。改めて確認しておく必要があるのが、第2期の東京都子供・若者計画であろうと思えます。私自身、青少年問題協議会においてこの策定に関与させていただきましたが、この計画のポイントである三つの視点が重要であるといえます。それぞれの視点に沿って確認をしていき、敷衍して検討していきたいと思えます。それでは、次のスライドをお願いします。

まず、一つが、「一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重する視点」です。ベスト・インタレスト、これを尊重するという視点が大事であるということです。「支援に当たっては、当事者である子供・若者の目線に立ち、意見を尊重し、支援に反映させていく姿勢が重要」とであると計画でも示されています。

繁華街に集まる青少年に対して、例えば大人が作った居場所を彼らに押し付けても効果が薄いと思われれます。やはりユーザーである当事者のニーズに合わなければうまくはいかないと思えますし、当事者性というのは、様々な領域で今、重要になってきていますし、まさにこの領域でも重要であろうと思えます。

親のような世代の視点からでなく、同世代の目線で働きかけることがより効果があると思えます。これは、例えば、ピアサポートのように当事者が互いを支え合う活動においては、仲間の存在、これが不安や孤独感の軽減にもつながる。そして、実体験に基づく知識・ノウハウのアドバイスが受けられることが有益な情報の獲得にもなり、さらに支え合う仲間が生き方の手本・指針となってくれるようにロールモデルの役割を果たし得るという効果が指摘されています。

また、中高生等にとっては、やや上の年齢の若者、ちょっと先輩だったり、年上のきょうだいだったりするような存在との間の斜めの関係と言えますが、これが非常に訴求する力があるし、より響く。場合によっては、そうした関係の中で相手に憧れるようなこともあるかもしれません。そこではロールモデルの役割というものもあり得る。例えば、ここに挙げましたBBS会などは、Big Brothers and Sistersということで、非行少年や、その生きづらさを抱えた子どもたちの、若者たちの年上のきょうだいのような関係を築きながら、ともだち活動等を通じて、その対象となる子どもたちの生きづらさを解決して



いくということをこれまでも行ってきて、非常に高く評価されてきた活動であろうといえます。

この点、一つ書いておきましたが、古典的な理論ですが、犯罪学者のエドウィン・サザーランドは分化的接触理論という理論を唱えています。どのような集団と接するかということ、これは頻度とか、持続期間とか、強度、優先順位といった尺度もあるのですが、これによって逸脱行動を取るようになるか否かが左右されるということなのですね。

だから、犯罪企図者ではない信頼できる同世代の人たちの存在というのは、非常に大きな意味を持つのではないかと考えられます。では、次のスライドをお願いします。

次に、第二の視点として、「子供・若者の状況に応じて支援する視点」とあります。「子供・若者のライフステージを見通した切れ目のない支援と、本人だけでなく、家族も含めた支援が必要」とであると計画でも示されているところでもあります。これは、やはり問題行動の背後にあり得るトラウマ、心の傷、これを理解した青少年施策の必要性ということがいえるかと思います。

先ほども紹介いたしました逆境的小児期体験の影響というのが、その後の成長発達、ライフコースにも非常に大きな影響を与えると。そういう中で、そうした暴力とか、あるいは、他にも事故とか、あるいは災害のような、そうした経験の中でのトラウマの存在をきちんと理解した上で、眼鏡をかけてなどという言い方もするのですが、きちんとその存在を理解した上で、問題行動や逸脱行動を見ていくという、そういう視点が大事だというふうに、今、現在、強く認識されています。

トラウマ・インフォームド・ケアというようなことで、そのトラウマの存在を理解した上でのケアの必要性ということが、さまざまな形で議論が展開されているところでもあります。

アメリカでは、少年司法に関しても、現在はTrauma-informed juvenile justiceと、トラウマを理解した少年司法ということで、少年裁判所に係属する非行少年に関しても、また、その被害者に対しても、きちんこの被害体験によるトラウマ、これまでの成長発達の中も含めて、それを踏まえた上での少年司法の運用の重要性等も指摘されているところでもあります。では、次のスライドをお願いします。

そして、第三の視点として、「子供・若者の支援に社会全体で重層的に取り組む視

点」が挙げられています。「複合的な課題に対応するため、関係機関等の連携を促進し、社会全体で子供・若者の成長を見守っていくことが重要」であると計画でも示されています。児童福祉、教育、少年警察活動、若年被害女性の支援活動等との幅広い連携ということがこうした点からも重要であると言えます。

令和4年の少年警察活動規則の改正によって、特定少年に対しても継続的にこれまでどおり街頭補導の対象とすることができることとなりました。ただ、特定少年に対して継続的な補導、いわゆる継続補導を実施する際には、本人が成年年齢に達していますので本人の同意を得ると、また、被害少年に対して継続的な支援を実施する際にも、本人の同意を得て行うものと規定されています。

また、令和4年には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律も制定され、「民間の団体との協働による支援」ということが規定されています。民間の団体は、まさに柔軟性や機動力も高いということで、例えば支援ニーズが高い人ほど公的な相談窓口にはなかなか赴かない、支援につながらないというジレンマがあります。制度があるがなかなか繋がれない、情報提供だけで動ける当事者は少ないという、こうした実際のある中で、こうした民間団体によるアウトリーチ型の支援、打って出る支援というのは非常に意義があるものといえます。

以上となりますが、この問題の背景は複雑であるということが委員の先生方のお話にもございました。その中で、多角的な対応・支援の枠組みが必要であるということはいえると思います。今協議会のような多角的な学問分野の知見も反映させながら議論を進めていくということが必要であろうと考えております。次、お願いします。

以上が参考文献となります。大変、早口で申し訳ございませんでした。以上、私からの発表とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○土井副会長 小西委員、どうもありがとうございました。

今いただきました話として、一つは、子ども自身、あるいは若者自身の観点のお話、それから、もう一つは、環境を巡る環境設計のお話、両方承りました。

まさに、この協議会のテーマに沿って、御配慮いただいたプレゼンだったと思います。誠にありがとうございます。もう一度拍手をお願いいたします。（拍手）

せっかくですので、何か今のプレゼンを受けまして、御質問や御意見、御感想がある方いらっしゃれば、どなたかお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

私自身は、冒頭の挨拶で、この居場所に集まる若者、子どもの問題を考えるときに、一つは居場所の問題、もう一つは刺激の問題、と二つの視点を挙げましたが、今お話を伺っております、この第三の居場所を考えるときに、冒頭にお話がありましたように、犯罪、非行は激減している、しかし、一方、自傷や自殺は増加傾向にあると。この二つの相反するベクトルを考えた時に、やはりどちらかということ、前者の居場所の問題、つまり、寂しい子ども、若者たちという像が浮かんできました。私としては、これを念頭に置いて、この問題に取り組んでいきたいと思っております。

せっかくなので、御感想等がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、では、時間が早く終わるに越したことはないので、一応これで審議事項は終わりになります。

では、最後に事務局から連絡事項等ありましたら、よろしくお願いたします。

○都民安全課長 はい、事務局でございます。先ほども御説明ございましたが、この後、専門部会の開催がございます。場所、時間が少々空きますけれども、この後、15時50分から第1回の専門部会を開催いたします。部会委員の方々におかれましては、御出席をよろしくお願いいたします。

なお、専門部会は、ここは42階でございますけれども、北棟の34階の会議室にて開催させていただきますと存じます。御案内等いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○土井副会長 はい、ありがとうございます。では、これをもちまして、第33期東京都青少年問題協議会第1回総会を閉会させていただきます。委員、幹事の皆様方、御協力賜りまして、誠にありがとうございました。これで閉会といたします。

午後3時12分閉会